



鳥取県公報

平成13年 5月29日(火)
第 7 2 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (46) (健康対策課)	1
告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (340) (経営商業課)	2
	公共工事の発注の見通しに関する事項等を閲覧に供する方法 (341) (管理課)	2
教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (総務福利課)	3
人委規則	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (12) (給与課)	4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	5
正 誤	平成13年 4月20日付鳥取県告示第288号中訂正	7

= 公布された規則のあらまし =

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 1 性感染症検診を受ける者に対して、当該検診の実施に必要な検査等に係る使用料等を免除することとした。
(第2条関係)
- 2 平成13年 6月 1日から同年10月31日までの間において、エイズ検診に併せてC型肝炎検診を受ける者に対して、当該検診の実施に必要な検査等に係る使用料等を免除することとした。(第2条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 5月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第46号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和44年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前															
(使用料等の免除) 第2条 知事は、公衆衛生の向上及び増進を図るため 次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合において は、 <u>同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実 施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除する。</u>		(使用料等の免除) 第2条 知事は、公衆衛生の向上及び増進を図るため 次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合において は、 <u>同表右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施 に必要な試験検査等に係る使用料等を免除する。</u>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>骨髄提供登録に係る採血</td> <td>骨髄提供登録に係る検査 を受ける者</td> </tr> <tr> <td><u>性感染症検診（淋菌感染 症、梅毒及び性器クラミ ジア感染症に係るものに 限る。以下同じ。）</u></td> <td><u>性感染症検診を受ける者</u></td> </tr> </tbody> </table>		事 業	対 象 者	略		骨髄提供登録に係る採血	骨髄提供登録に係る検査 を受ける者	<u>性感染症検診（淋菌感染 症、梅毒及び性器クラミ ジア感染症に係るものに 限る。以下同じ。）</u>	<u>性感染症検診を受ける者</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>骨髄提供登録に係る採血</td> <td>骨髄提供登録に係る検査 を受ける者</td> </tr> </tbody> </table>		事 業	対 象 者	略		骨髄提供登録に係る採血	骨髄提供登録に係る検査 を受ける者
事 業	対 象 者																
略																	
骨髄提供登録に係る採血	骨髄提供登録に係る検査 を受ける者																
<u>性感染症検診（淋菌感染 症、梅毒及び性器クラミ ジア感染症に係るものに 限る。以下同じ。）</u>	<u>性感染症検診を受ける者</u>																
事 業	対 象 者																
略																	
骨髄提供登録に係る採血	骨髄提供登録に係る検査 を受ける者																
<p>2 <u>知事は、平成13年6月1日から同年10月31日まで の間において、エイズ検診に併せてC型肝炎検診を 受ける者に対して、当該検診の実施に必要な検査等 に係る使用料等を免除する。</u></p>																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第340号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、縦覧に供する。

平成13年5月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
けんこうらんどショッピングタウン
鳥取市大杵45 - 1 他
- 2 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
変更前 3箇所 40台

変更後 4箇所 40台

3 変更年月日

平成14年1月8日

4 届出年月日

平成13年5月8日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成13年5月29日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第341号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第3項（政令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、発注の見通しに関する事項等を縦覧に供する方法について、次のとおり告示する。

平成13年5月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 政令第5条第1項及び第6条に規定する事項を縦覧に供する方法

インターネットのホームページ（<http://www1.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/>）に掲載し、縦覧に供する。

2 政令第7条第1項に規定する事項を縦覧に供する方法

次に掲げる場所において縦覧に供する。

(1) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部県民室

(2) 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部県民局

(3) 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部県民局

(4) 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県民局

3 政令第7条第2項及び第3項に規定する事項を縦覧に供する方法

公共工事の発注に係る入札及び契約に関する事務を行う本庁（鳥取県教育委員会の事務局、鳥取県警察本部、鳥取県企業局の本局及び鳥取県病院局を含む。）の各課及び各地方機関において縦覧に供する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第9号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年 5月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成13年 5月31日 (木) 午後 1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について
 - (2) その他

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 5月29日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(旅行命令簿等の記載事項及び様式) 第8条 条例第4条第6項の規定による旅行命令簿等の記載事項及び様式は、様式第1号による。 <u>ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により処理する場合は、様式第1号の記載事項（旅行命令権者の認印、旅行者の認印及び支払担当者の認印を除く。）及び任命権者が人事委員会と協議して定める様式によるものとする。</u>	(旅行命令簿等の記載事項及び様式) 第8条 条例第4条第6項の規定による旅行命令簿等の記載事項及び様式は、様式第1号による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年 5月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 境港市場 3 . 4 . 5 号上屋新築工事 (工区・建築)

(2) 工事場所 境港市昭和町

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県西部地震により被災した境港市場の 3 号上屋、4 号上屋及び 5 号上屋の復旧を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の 工区に係る建築工事、 工区及び 工区に係る電気設備工事及び機械設備工事、清浄海水供給施設工事 (電気設備工事及び機械設備工事) 並びに境漁港に係る災害復旧工事及び修築工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

鉄骨造平屋建	建築面積	2,415.00㎡
	延べ床面積	2,415.00㎡

(5) 工 期 平成13年 7月から平成14年 2月15日まで

(6) 予定価格 377,298,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料等の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 建築工事業について建設業法 (昭和24年法律第100号) 第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事の A 級に係るものを有すること。

(5) 入札参加資格告示 5 による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。

(6) 平成13年 5月29日 (火) から同年 6月 8日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 平成13年 4月 1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(9) 平成 4 年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨造で 1 棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の建築工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率20パーセント以上のものに限る。

(10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した経験を有する者であること。

イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年5月29日（火）から同年6月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市花町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号 0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格を持って入札をした者を落札者とすることがある。

正 誤

平成13年 4月20日付鳥取県告示第288号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成13年 5月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁	行	誤	正
3	2	尾原310	尾原310 - 1
"	21	尾原310	尾原310 - 1
"	24	尾原310	穴沢65

